

# AIG



学校・PTA団体用

# PTA賠償責任保険 PTA団体傷害保険 学校契約団体傷害保険

AIG損保



PTA賠償責任保険/PTA団体傷害保険/学校契約団体傷害保険

2018年1月版

2018年1月1日以降保険始期契約用

# PTA賠償責任保険

(賠償責任保険(個人用)普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約)

日本国内で行われるPTA活動の遂行に起因する事故により他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAに法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いします。



●PTAの催しで会場設備の不備により来場者がケガをした。



●PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。



●PTAの運動大会で使用するために借用したスポーツ用具をあやまって落とし破損させた。

## ① 損害賠償金

法律上、被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費等)をお支払いします。

## ② 争訟費用

万一訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士報酬などをお支払いします。

## ③ 損害発生・拡大防止費用

損害の発生または拡大の防止に必要または有益な費用をお支払いします。

## ④ 求償権保全費用

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用をお支払いします。

## ⑤ 緊急措置費用

被害者に対して支出した応急手当、護送などの緊急措置に要した費用をお支払いします。

\*結果的に賠償責任がないと判明した場合でも補償の対象となります。

## ⑥ 保険会社への協力費用

弊社の求めに応じて、損害賠償請求の解決に協力するために要した費用をお支払いします。

(注1) ①、②、③、④は、1回の事故につき、これらの損害額の合計額から自己負担額を差し引いた額を、保険金額を限度にお支払いします。

(注2) ⑤、⑥は実額をお支払いします。ただし⑤については、損害賠償金が保険金額を超える場合、次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{支出した争訟費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{損害賠償金}}$$

## PTA賠償責任保険 Q&A

**Q** PTA賠償責任保険の対象となる事故は、ケガに限られますか？

**A** 他人のケガに限らず、財物の損壊事故であっても、PTAに法律上の賠償責任があると認められれば対象となります。

**Q** PTA活動に参加するために自宅からの移動中の事故は対象となりますか？

**A** PTA賠償責任保険では、自宅との往復途上の事故は対象となりません。PTA団体傷害保険では、自宅と行事開催場所との往復途上も補償の対象となります。

**Q** PTA活動中、保護者の個人的な賠償事故が発生した場合にも補償してもらえますか？

**A** PTA賠償責任保険の被保険者(補償を受けられる方)は、団体としてのPTAです。PTAが法律上の賠償責任を負わない場合は、補償の対象なりません。

# PTA賠償責任保険の概要

用語のご説明(7ページ)を  
あわせてご覧ください。

\*補償の詳細については、PTA特別約款など保険約款をご覧ください。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険期間中にPTA管理下(*1)において、次のような理由により被保険者(PTA)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p><b>(PTA活動(*2)の遂行に伴う損害賠償責任)</b></p> <p>PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたとき、他人の財物を損壊したりしたとき。</p> <p>*PTAの提供する飲食物が原因で発生した他人の食中毒等の事故にもとづく損害賠償責任は対象となりません。</p> <p><b>(保管物に係わる損害賠償責任)</b></p> <p>被保険者が使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物(以下、「保管物」といいます)をPTA会員または生徒が損壊、紛失した、または盗まれたとき。</p>	<p>1回の事故につき次の算式により算出した(支払保険金の額)をお支払いします。ただし、保険金額を限度とします(②⑥を除きます。)</p> <p>保管物の場合は、1回の事故につき10万円または保管物の時価額のいかれか低い額を限度とし、保険期間を通じて合算し、保管物に係わる損害賠償責任の保険金額を限度とします。</p> $\text{支払保険金の額} = \boxed{\text{下記①の損害賠償金}} + \boxed{\text{下記③④⑤の各費用}} - \boxed{\text{自己負担額}}$ <p>また上記のほか、下記②⑥の各費用をお支払いします。</p> <p>①損害賠償金…被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(PTAが損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額を控除した額となります。)</p> <p>②争訟費用…損害賠償請求に関する争訟につき弊社の同意を得て支出した費用</p> <p>*損害賠償金が保険金額を超えるときは、次の算式により算出した額をお支払いします。</p> $\boxed{\text{支出した争訟費用の額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{損害賠償金}}}$ <p>③損害発生・拡大防止費用…損害の発生または拡大を防止するために要した必要または有益な費用</p> <p>④求償権保全費用…他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用</p> <p>⑤緊急措置費用…損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、搬送、その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ弊社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑥保険会社への協力費用…弊社の要請に従い、損害賠償請求の解決に協力するために直接要した費用</p> <p>*直接要した費用の全額をお支払いします。</p>	<p><b>(PTA活動(*2)の遂行に伴う損害賠償責任)・(保管物に係わる損害賠償責任)共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保険契約者または被保険者の故意</li><li>・戦争、外國の武力行使、内乱または暴動</li><li>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li><li>・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li><li>・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任</li></ul> <p><b>(PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任)のみ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任</li><li>・自動車・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任</li><li>・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任</li></ul> <p><b>(保管物に係わる損害賠償責任)のみ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任</li><li>…など</li></ul>

(\*1)「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動(\*2)を行っている間をいいます。ただし、PTA会員および生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

(\*2)「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催する活動で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。\*後掲のPTA団体傷害保険とは異なりますのでご注意ください。

# PTA 団体傷害保険

(傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約(PTA団体傷害保険特約用))

日本国内でPTA行事参加中<sup>(\*)</sup>において、  
急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。



●PTA共催の運動会で  
転倒してケガをした。



●PTA活動として行った登下校の  
安全指導中にケガをした。



●PTA行事後、帰宅途中に  
車にはねられてケガをした。

## ① 死亡保険金

事故によるケガのため、事故の日から180日以内に死亡した場合にお支払いします。

## ② 後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合にお支払いします。

## ③ 入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の日から180日以内に入院した場合にお支払いします。(180日限度)

## ④ 手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の日から180日以内に所定の手術を受けた場合にお支払いします。

## ⑤ 通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の日から180日以内に通院した場合にお支払いします。(90日限度)

(\*)「PTA行事参加中」とは次の問をいいます。

- 被保険者の所属するPTA(単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織)の管理下(指揮、監督および指導下)においてPTA行事に参加(集合から解散まで)している間
- PTA行事に参加するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中

(注1)被保険者は次に掲げる方となります。

- PTAの父母会員(\*1)および教師会員ならびにその学校・園に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族

- PTA会員の代理として、そのPTA行事(\*2)への参加が事前にPTAより認められている方

(\*1)父母会員とは児童・生徒の両親をいいます。ただしPTA会員が児童・生徒の両親でない場合には、PTA名簿に記名された方となります。

(\*2)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません。)に  
もとづく手続きを経て決定されたものをいいます。※前掲のPTA賠償責任保険とは異なりますのでご注意ください。

(注2)ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。(細菌性食中毒補償特約)

(注3)ケガには、急激かつ外因による日射または熱射によって被った身体の障害を含みます。(熱中症危険補償特約(PTA団体傷害保険特約用))

(注4)独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガに対しては保険金をお支払いできません。

## PTA団体傷害保険 Q&A

**Q** 未就学の弟がPTA主催の行事に  
参加しますが、補償の対象となり  
ますか?

**A** PTA会員の同居の親族であれ  
ば、兄弟や祖父母も補償の対象と  
なります。

**Q** 休日の土曜日に補習授業を行いま  
すが、補償の対象となりますか?

**A** その補習授業が、PTAが主催また  
は共催するものであれば対象とな  
ります。

**Q** PTA主催のソフトボール大会の参加中  
に、熱中症で倒れました。補償の対象  
となりますか?

**A** 熱中症危険補償特約がセットされてい  
ますので、ケガをした場合と同様に補  
償の対象となります。

# 学校契約団体傷害保険

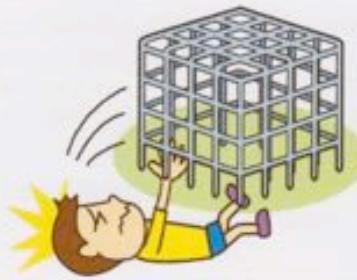
(傷害保険普通保険約款+学校契約団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約)

学校の管理下<sup>(\*)</sup>において

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。



●給食を食べて  
細菌性食中毒により入院した



●休憩時間中、校庭の遊具から  
落下してケガをした



●通学途中で車に  
はねられてケガをした

## ① 死亡保険金

事故によるケガのため、事故の日から180日以内に死亡した場合にお支払いします。

## ② 後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合にお支払いします。

## ③ 入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の日から180日以内に入院した場合にお支払いします。(180日限度)

## ④ 手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の日から180日以内に所定の手術を受けた場合にお支払いします。

## ⑤ 通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の日から180日以内に通院した場合にお支払いします。(90日限度)

(\*)幼稚園、小学校、中学校の場合「学校の管理下」とは次の間をいいます。(学校の種別により異なります。)

1. 学校の授業中(保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。)
2. 在校中
3. 教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事への参加中(学校の教職員が引率するものに限ります。)
4. 登下校中

(注1)被保険者は、学校に所属する園児、児童、生徒または学生全員となります。

(注2)ケガには細菌性食中毒およびウィルス性食中毒を含みます。(細菌性食中毒補償特約)

## 学校契約団体傷害保険 Q&A

**Q** 学校に責任のない事故は対象となるのですか?

**Q** 食中毒による入院や通院も対象となるのですか?

**Q** 日本スポーツ振興センターからの給付金が支払われる場合も補償されますか?

**A** 学校の責任の有無に関わらず、対象となる範囲でのケガについて保険金をお支払いします。

**A** 学校の管理下において発生した細菌性食中毒またはウィルス性食中毒は補償の対象となります。

**A** 生命保険、健康保険、日本スポーツ振興センター災害共済給付や加害者からの賠償金とは関係なく、ご加入いただいた保険金額をお支払いします。

# PTA団体傷害保険・学校契約団体傷害保険の概要

\*補償の詳細については、普通傷害保険の約款をご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合 (PTA団体傷害保険)	保険金をお支払いする場合 (学校契約団体傷害保険)	保険金をお支払いできない 主な場合
死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、ご契約の死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。	被保険者が保険証券記載の学校の管理下中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、ご契約の死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。	〈PTA団体傷害保険〉〈学校契約団体傷害保険〉共通 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ・被保険者に対する外科的手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、暴動等 ・放射線照射、放射能汚染 ・被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ・被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク等による競技・競争・興行中(練習中を含みます。)に生じた事故
後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご契約の後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。	被保険者が保険証券記載の学校の管理下中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご契約の後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。	〈PTA団体傷害保険〉のみ ・被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ …など
入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガをして、医師による治療のため入院した場合、入院日数1日につきご契約の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	被保険者が保険証券記載の学校の管理下中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガをして、医師による治療のため入院した場合、入院日数1日につきご契約の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	
手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご契約の入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。	被保険者が保険証券記載の学校の管理下中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガをして、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご契約の入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。	
通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガをして、医師による治療のため通院(往診を含みます。)した場合、通院日数1日につきご契約の通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の実際に通院した日数のうち90日を限度とします。 被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものとみなします。	被保険者が保険証券記載の学校の管理下中に、急激かつ偶然な外來の事故によりケガをして、医師による治療のため通院(往診を含みます。)した場合、通院日数1日につきご契約の通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の実際に通院した日数のうち90日を限度とします。 被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものとみなします。	

## セットされる特約

細菌性食中毒補償特約	食品等の摂取により細菌性食中毒およびウィルス性食中毒を発症した場合も保険金をお支払いします。 (PTA団体傷害保険および学校契約団体傷害保険に自動セット)
熱中症危険補償特約	急激かつ外來による日射または熱射によって身体の障害を被った場合も保険金をお支払いします。 (PTA団体傷害保険に自動セット)

## ご契約例(保険期間1年間)

PTA賠償責任保險

保険金額 (支払限度額)	PTA活動の遂行に伴う賠償責任 (自己負担額0円)	対人	1億円／1名 2億円／1事故	3,000万円／1名 1億円／1事故
		対物	1,000万円／1事故	500万円／1事故
	保管物に係わる賠償責任 (自己負担額5,000円／1事故)	10万円／1事故 (期間中1,000万円まで)		10万円／1事故 (期間中500万円まで)
保険料	児童・生徒数500名の場合		5,000円	5,000円
	児童・生徒数1,000名の場合		8,770円	7,200円

PTA賠償責任保険は、学校・保育所単位のPTAでの契約、または単位PTAが所属している組織（PTA連合会等）が保険契約者となり複数の単位PTAを被保険者とする団体契約となります。

PTA団体傷害保険(細菌性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約セット)

保険内容			
保険会社	死亡保険金	200万円	100万円
	後遺障害保険金(障害等級により)	8~200万円	4~100万円
	入院保険金日額(180日限度)	3,000円	1,500円
	手術保険金(1事故につき1回) (手術の際の入院の有無によって)	30,000円・15,000円 (入院中・入院中以外)	15,000円・7,500円 (入院中・入院中以外)
	通院保険金日額(90日限度)	1,500円	1,000円
保険料	世帯数500世帯の場合	38,500円	19,500円
	世帯数1,000世帯の場合	77,000円	39,000円

PTA団体傷害保険は、学校・保育所単位のPTAでの契約、または単位PTAが所属している組織(PTA連合会等)を保険契約者とする契約となりま

学校契約団体傷害保険(幼稚園・小学校・中学校の場合)(細菌性食中毒補償特約セット)

保険金額	死亡保険金	200万円	100万円
	後遺障害保険金(障害等級により)	8~200万円	4~100万円
	入院保険金日額(180日限度)	3,000円	1,500円
	手術保険金(1事故につき1回) (手術の際の入院の有無によって)	30,000円・15,000円 (入院中・入院中以外)	15,000円・7,500円 (入院中・入院中以外)
	通院保険金日額(90日限度)	1,500円	1,000円
保険料	児童・生徒数500名の場合	765,000円	409,500円
	児童・生徒数1,000名の場合	1,530,000円	819,000円

学校契約団体傷害保険は、原則として学校職員の契約で、所属する園児、児童、生徒または学生会員を被保険者とする契約したもの。

## 保険用語のご説明

い	医師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
け	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことによる急性中毒を含みます。 ●「急激」とは、突然に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できること ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によること をいいます。 上記3要件に該当しない例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象となりません。
こ	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能的重大な障害、または身体の一部の欠損をいいます。
し	時価額	保管物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自己負担額(免責金額)	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非創血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象なりません。
ひ	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
ほ	保険期間	弊社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に、弊社が支払う金額をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり弊社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、弊社がお支払いする保険金の額または限度額をいいます。
	保険契約者	保険契約の申込みを行い、保険料を払い込む方をいいます。
	保険料	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から弊社へ払い込みいただく金額をいいます。

# ご注意事項

## ■ご契約にあたって

ご契約前に「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

## ■事故が起きた場合

### 【PTA賠償責任保険】

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社まで次の事項をご連絡ください。

○事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容

○同一事故を補償する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容(既に支払いを受けた場合は、その事實を含みます。)

(ご注意) 1. 賠償事故の場合、賠償金額の決定にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。被害者との間で賠償額を決定(示談)する場合には、必ず事前にご連絡ください。弊社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力をすることができます。

2. 盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届け出をしてください。

### 【PTA団体傷害保険・学校契約団体傷害保険】

事故が発生した場合には、取扱代理店または弊社まで事故の日からその日を含めて30日以内にご通知ください。正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、事故の内容をご通知いただく際、知っている事實を告げなかった場合、または事實と異なることを告げた場合などには、弊社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができますのでご注意ください。

(ご注意) 1. 保険金請求額が10万円以下で、治療期間が3か月以内の場合、「傷害保険金請求書兼同意書」「傷害保険の事故報告書兼同意書」の各項目に記入捺印の上、診察券のコピーを添えてご提出いただければ、診断書を省略することができます。

2. 保険金請求者は、被保険者の方としてください。PTA、学校などが請求者となる場合は、被保険者の方の委任が必要です。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。  
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



東京都新宿区西新宿7-5-25

西新宿木村屋ビルディング

株式会社 東京セントラル

TEL 03(3264)1717㈹

FAX 03(3264)6324